

H 2 9 . 1 2 . 3 1

原 議 1 0 年 保 存
群 広 第 1 6 8 号
平 成 2 8 年 6 月 8 日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の制定について（通達）

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号。以下「法」という。）が平成28年6月7日別添のとおり公布されたところであるが、法の趣旨等については、以下のとおりであるので、所属職員に周知の上、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 法の趣旨等

国外での犯罪による被害者に対する経済的支援については、平成25年の在アルジェリア邦人に対するテロ事件等を契機に、犯罪被害者等施策推進会議（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第24条）における検討や、同検討を踏まえた議員立法の検討作業が進められてきた。与野党間の協議調整等を経て、本年5月18日、衆議院内閣委員会において全会一致で起草案を委員会法案として衆議院本会議に提出することが決定され、その後、原案どおり全会一致で衆参両院で可決され、法が成立した。

法は、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対し、国が、国外犯罪被害弔慰金等（国外犯罪被害弔慰金又は国外犯罪被害障害見舞金）を支給することと定めるとともに、その支給に係る裁定事務を都道府県公安委員会の所掌事務としたほか、同弔慰金等の支給について必要な事項を定めている。

2 施行期日等

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、施行後の国外犯罪行為による死亡又は障害について適用とする。